

多賀城市介護予防ボランティア活動ポイント事業 Q&A

(ボランティア用)

| | 疑問・質問 | 回答、対応の方針等 |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 利用するには、まず何をすれば良いですか？ | 多賀城市保健福祉部健康長寿課保健予防係にて介護予防ボランティア登録をしてください。 <登録に必要なもの> 介護予防ボランティア登録申請書（様式第1号） |
| 2 | ボランティア講習会では、何を学ぶのですか？ | ボランティアとして活動するため、事業の説明のほかボランティアの心得やマナー、守秘義務などボランティア活動に必要な最低限のことを学びます。 |
| 3 | 1日に複数のボランティア活動をしてスタンプをもらうことはできますか？ | 1日に複数のボランティア活動を行ない、スタンプをもらうことはできますが、30分の活動で1スタンプとなり、 <u>1日上限4スタンプ（2時間）</u> が上限となります。 |
| 4 | スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？ | 集めたスタンプは、 <u>年度末（3月中）</u> に多賀城市社会福祉協議会へ評価ポイント事業還元申請の手続きを行なって下さい。 <u>翌月4月以降に交付金の振込みを行ないます。</u> |
| 5 | 手帳はスタンプが貯まり終わるまで使い続けても良いですか？ | 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを、定められた期間中に還元申請を行なわないと、集めたスタンプが失効してしまいますので、ご注意ください。 |
| 6 | 多賀城市外に転居した場合も対象になりますか？ | 多賀城市外へ転居した場合は対象となりません。集めたスタンプ、交付金は一切が無効となりますのでご注意ください。 |

| | 疑問・質問 | 回答、対応の方針等 |
|---|---|---|
| 7 | 活動を多くすれば、それだけ多くの交付金がもらえますか？ | 指定された施設でボランティア活動を行ない、所定の手続きを行なうとポイント還元相当額が支払われます。ただし、 <u>交付金の上限は年度ごとに15,000円</u> となっています。 |
| 8 | ボランティア活動先に行く途中や活動中にけがをしたら？ | 多賀城市社会福祉協議会へご連絡ください。けがなどの状況を伺い、ボランティア保険会社へ連絡します。 |
| 9 | 年度が変わったら、再度ボランティア登録をしなければいけませんか？ また、ボランティア講習会も受けなければいけませんか？ | その必要はありません。一度ボランティア登録をした方は <u>年度が変わっても登録が有効</u> です。また、一度ボランティア講習会を受けた方は、再度受ける必要はありません。新しい手帳の交付のみを受けてください。 |

多賀城市保健福祉部健康長寿課
保健予防係